

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における
緊急事態措置解除後の本学の対応・取組について

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受けた4月20日の福島県知事による緊急事態措置は、5月15日をもって解除されました。これにより、本学に対する休業の協力要請も解除されましたが、感染防止対策については、引き続き協力を要請されています。

この間、全ての教職員、学生の皆様には、感染者への適切な医療提供や感染拡大防止等に大変なご尽力、ご協力をいただきました。改めて深く感謝いたします。

一方で、新型コロナウイルスとの闘いは、長期戦になることが見込まれます。緊急事態措置は解除されましたが、決して安全が宣言された訳ではなく、感染拡大防止対策が完了したものでもないことを我々は理解する必要があります。今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあることを念頭に、引き続き対策を取り続けていかなければなりません。

ついては、今後も当面の間、下記の対応・取組を進めることとしますので、全ての教職員、学生においては、趣旨を十分に理解した上で、改めて、本学の使命・役割を自覚し、感染防止対策の徹底をお願いします。

また、「3つの密」を避けること、マスクの着用や、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保といった基本的な感染対策を徹底する「新しい生活様式」の定着にも努めるよう併せてお願いします。

記

- 1 不要・不急の都道府県をまたいだ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来は自粛すること。やむを得ない事由で移動する場合は所属長（学生は教育研修支援課）へ事前に報告すること。
- 2 時差出勤、在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 3 本学が主催するイベントや集会等は、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とすること。
- 4 各所属における学内での会議や委員会等は、感染リスクへの対応が整わない場合は、書面やメール等による開催方式とすること。
- 5 学生の学内立入は必要最低限とすること。（附属学術情報センター図書館及び展示館の取扱いについては別途通知予定。）
- 6 繁華街の接客を伴う飲食店等これまでクラスターが発生しているような施設や「3つの密」のある場への外出は自粛すること。
- 7 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、万が一、感染が疑われる場合には、適切に対応すること。

令和2年5月19日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 竹之下 誠一